

令和元年11月20日
一般社団法人日本若者協議会

国会改革、国家公務員の長時間労働改善に対する申し入れ

厚生労働省の若手チームが本省職員にアンケートしたところ、20代後半の職員の約半数が「やめたいと思うことがある」と回答するなど、国家公務員の「ブラック化」は強まる一方、キャリア官僚志望の学生まで減少傾向にある。

その長時間労働の大きな原因の一つが「国会対応」であり、労働環境の改善、官僚の政策立案機能の強化（回復）、ひいては国民の生活のために、国会改革が求められている。

また、日本財団が17～19歳を対象に行なった調査では、国会が国民生活に役に立っているかの問いに、3割が「役に立っていない」とし、半数近くは「わからない」と答えている。

国会の議論に関しても、過半数が「知っている」、「多少は知っている」としているものの、54.8%は「有意義な政策議論の場になっていると思わない」と答え、その理由として「議論がかみ合っていない」、「政策以外のやり取りが多すぎる」、「同じ質問が繰り返される」などの点が指摘されている。

これらの背景には、与党の事前審査制、会期制（会期不継続の原則）による「日程闘争」を中心とした、法案審議プロセス、国会審議の形骸化があることは明らかである。

他方、国會議員からも度々「国会改革」が叫ばれており、その課題意識は共有されているものと思われる。

そこで、「言論の府」にふさわしい国会審議活性化、国家公務員の長時間労働改善、さらには若者にとって、政治家や官僚が魅力とやりがいのある職業になるために、以下の点について、各党の取り組みをお願いしたい。

記

1. 質問通告に関するルールの見直し・徹底

1999年9月に、原則として「前々日の正午までに質問の趣旨などを通告する」ことが、与野党の国対委員長間で申し合わせされたが、現状は形骸化しており、実際の通告は質問前日の夕方や夜になることが多く、国家公務員の長時間労働の温床になっており、後述の「審議日程決め」とあわせて、改善が求められる。

- ・質問通告は2営業日前までに実施すること（期限を過ぎた場合は後日文書による回答とする）
- ・質問通告の内容・提出時間を事前に公開すること
- ・質問要旨をFAXではなく、メールなどオンラインで提出すること

- ・質問通告のフォーマットを変更すること（質問の「要求大臣」だけではなく、「質問内容」も含める）
- ・質問詳細の問い合わせ（質問取りレク）不可を禁止にすること

2. 審議日程の決定方法の見直し

前述の「質問通告2日前ルール」があるものの、実際には委員会の開催が2日前の午後以降に決まることもあり、質問通告の早期化、「日程闘争」からの脱却のためには、審議日程の決め方を変える必要がある。

厚労省職員へのアンケートでは、「何が業務量を増やしているか」という問い合わせに対して、7割以上の職員が、「厚生労働省で作業量・スケジュールを決められない他律的業務が多い（国会業務、内閣官房・内閣府からの作業依頼など）」と回答しており、国会運営の計画化は極めて重要である。

- ・国会開会直前もしくは開会後速やかに、（議院運営委員会もしくは各委員長により）本会議・委員会の審議日程、採決の日取りまであらかじめ決めておくこと（少なくとも審議日の1週間前には公表）
- ・通年国会の導入（会期不継続の原則の見直し）

3. 質問主意書のルールの見直し

質問主意書は閣議決定を要するため、業務負担が大きいのに加え、近年は件数が大幅に増えており、手続きの見直しが求められる。

- ・議員からの質問主意書提出日から内閣への転送日の間を2日程度延長すること
- ・質問主意書への回答者を、「内閣」ではなく、「内閣総理大臣その他の国務大臣」に変更すること
- ・同じ質問内容の質問主意書は禁止とする（政府が同質問だと判断した場合は閣議決定不要とする（上記「内閣総理大臣その他の国務大臣に変更」が実現できない場合）、答弁が作成されていない同様の質問は控える、等）

4. 国会審議の活性化に向けた改善策

日本の国会では、与党の事前審査制によって、実質的な国会審議が行われておらず、内閣提出法案の修正率は1割にも満たない。結果的に、（法案審議ではなく「日程闘争」に重きが置かれ）国民に政策議論が伝わりにくく、信頼も獲得できていない。そのため、法案修正の活性化や逐条審査、自由討議などを導入することで、より活発な政策議論が行われる場所へと転換すべきである。

また、「参考人招致」や「特別委員会の設置」は行政監視の一環であるにもかかわらず、与党が拒否すると実施されないという矛盾を抱えており、是正すべきである。

- ・逐条審査の実施
- ・法案修正の活性化（与党の事前審査制を一部改め、法案審議を国民に開かれた国会中心とする、内閣が議案を修正できるように国会法59条の改正）

- ・予備的調査の活用・拡充（「野党合同ヒアリング」ではなく、国会の予備的調査の活用を原則とする）
- ・少数者調査権の導入（与党＝多数会派が反対しても、参考人招致や特別委員会の設置を可能にする）
- ・党議拘束の一部緩和
- ・国会議員間の自由討議の活性化（法案審議がない時は自由討議とする）
- ・党首討論の定例化・夜間開催
- ・国会会議録に加え、委員会配布資料の公開や、委員会審査等に関する報告書の作成

5. その他

- ・明らかに効率の悪い、国会答弁資料の印刷・資料組み・資料持込みを不要にするために、本会議・委員会でのパソコンやタブレット等の使用（ペーパレス化）の義務化を求める
- ・国会対応に要する移動等の負担軽減のため、オンライン議員レクの積極的活用を求める
- ・国家公務員も労働基準法の適用範囲とする
- ・若者向けのライブ配信サービス（YouTube/Facebook/インスタグラム/Twitter SHOWROOM/ニコニコ動画等）で中継する（コメントや投票なども可能に）
- ・超党派による「国会改革」を実現するために、衆議院・参議院合同の「国会改革に関する両院協議会」を設置すること

以上